

「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
洋上風力促進ワーキンググループ」
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」
合同会議(第9回)

日時 令和3年9月27日(金) 10:10~11:13

場所 オンライン開催

1. 開会

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

定刻になりましたので、ただ今より、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会電力・ガス事業分科会・再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ第9回」及び「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会第10回」の合同会議を開催いたします。皆さま、本日はご多用中のところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。

まず初めにご報告がございます。前回の合同会議より、新たに経済産業省のワーキンググループの委員として、東京大学の飯田誠特任准教授に就任いただいております。飯田先生は、前回ご欠席でしたので、今回、一言ごあいさつをお願いしたいと思います。飯田先生、よろしく願いいたします。

○飯田委員

ありがとうございます。初めまして、東京大学先端研の飯田と申します。私は風力発電を専門に、特に機械工学分野で、オペレーション・アンド・メンテナンス、保守メンテナンスなどの風車本体に関わる研究開発と共に、人材育成及び地域との共生を図った社会受容性の研究を進めております。よろしく願いいたします。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

ありがとうございました。それでは議事に入る前にオンライン会議の運営に当たって、ご出席いただいている委員の皆さまへ、事務的に3点お願いがございます。

1点目です。委員の先生方におかれましては、本委員会中、ビデオをオフの状態でご審議いただきますようお願いいたします。また、ご発言の時以外は、マイクをミュートの状態にさせていただきますようお願いいたします。

2点目でございます。発言をご希望の際は、コメント欄にお名前、それから発言をご希望

の旨をご入力いただくようお願いします。

3点目でございます。通信のトラブルが生じた際には、まず事務局にメールを送信いただきますようお願いいたします。改善が見られない場合には、事前にご連絡いただいた緊急連絡先に、事務局からご連絡をいたします。その他、もし何かご不明点などございましたら、事前に事務局より連絡させていただいたメールアドレスまでお知らせいただければと思います。

本合同会議の第6回、これは2020年8月28日に開催いたしましたけれども、第6回において、「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」及び「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」、並びに「千葉県銚子市沖」の促進区域に係る公募占用指針について、ご議論いただき、昨年11月に公募を開始し、本年5月に公募占用計画の提出を締め切り、現在、審査評価手続きを行っているところでございます。

「秋田県八峰町及び能代市沖」の一般海域についても、本年6月29日に地元関係者を含む協議会において、意見がとりまとまったことなどを踏まえ、9月13日に海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として指定したことから、同様に当該区域に関する公募占用指針を定める必要がございます。

このため、本日の合同会議では、原則、昨年11月に公募を開始した3海域の公募占用指針の考え方を踏まえつつ、具体的に公募占用指針へ記載する事項について、事務局案を提示し、委員の皆さまよりご意見を賜りたく存じます。それでは、これからの議事進行については、山内座長にお願いすることといたします。山内座長、お願いいたします。

○山内座長

はい、承知いたしました。それでは、議事に従って進めさせていただきますけれども、本日の合同会議の一般傍聴につきましては、コロナウイルス対策に伴う政府の対応方針等を踏まえまして、インターネット中継による視聴方式により行うということにしたいと思えます。

本日は、「秋田県八峰町及び能代市沖」の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に係る公募占用指針の作成について、これをご議論いただくということになっております。それでは、事務局より本日の資料について、ご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

インターネット中継でご覧の皆さまは、経済産業省または国土交通省のホームページにアップロードしておりますファイルをご覧ください。本日の配布資料については配布資料一覧にありますとおり、議事次第、委員名簿、資料1「秋田県八峰町及び能代市沖に係る公募占用指針について」、参考資料1「秋田県八峰町及び能代市沖における協議会意見とりまとめ」、参考資料2「再エネ海域利用法に基づく公募占用指針に関する意見（令和3年9月

21 日調達価格等算定委員会)」以上をご用意しております。以上でございます。

2. 議題

○山内座長

それでは、議事に入りたいと思います。まず、資料について事務局からご説明をお願いいたします。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

それでは、資料 1 に基づいてご説明をいたします。資料 1 をご覧いただければと思います。1 ページおめくりいただきまして、1 ページ目でございます。本日、ご議論いただきたい内容について、①にありますように、2020 年度までに海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域、こちら促進区域といいますけれども、これに指定した各区域については、本合同会議で公募占用指針の内容についてご議論いただき、公募プロセスが進捗しております。2021 年 6 月には、長崎県五島市沖における選定事業者を公表いたしました。

②でございます。「秋田県八峰町及び能代市沖」についても、2021 年 9 月 13 日に促進区域として指定したことから、同様に、当該区域に関する公募占用指針を策定する必要がございます。

③でございます。再エネ海域利用法第 13 条第 5 項に基づきまして、同条第 2 項第 15 号、こちら公募占用指針に関する評価の基準について、学識経験者の意見を聴かなければならないとされていることを踏まえて、本日の合同会議では、同評価の基準に加えまして、同項第 11 号、こちらは促進区域と一体的に利用される港湾に関する事項、それから第 16 号、その他必要な事項についてご意見をいただきたいというものでございます。

下の表を見ていただければと思いますけれども、再エネ海域利用法上、第 1 号、それから第 4～第 10 号につきましては、調達価格等算定委員会において意見聴取することが求められております。これらについては、9 月 21 日の当該委員会において、意見が示されたところございまして、参考資料 2 に示しておりますとおり、供給上限価格については、1 kWh 当たり 28 円とするなど、示されたところでございます。

続きまして、2 ページ目をお開きください。再エネ海域利用法の概要でございますけれども、再エネ海域利用法に基づく手続きは、こちらのフローチャートのとおりでございます。一番左側から、政府による基本方針の作成、その上で経産大臣及び国交大臣による促進区域の指定、本日、ご議論いただく八峰町及び能代市沖については、まさにこの促進区域の指定がなされたところでございます。そして、左から 3 つ目でございますけれども、経産大臣及び国交大臣による公募占用指針の作成、本日はそれに係る議論をしていただきます。

この公募占用指針が作成されますと、左から 4 つ目でございますけれども、事業者による公募占用計画の提出があり、その中から最も適切な事業者について、経産大臣及び国土交通

大臣による選定と計画の認定。さらには、認定された計画に基づきまして、経産大臣により FIT 認定、そして、一番右側でございますけれども、認定された計画に基づきまして、国交大臣により占用を許可、最大 30 年間という流れでございます。

次のページをお開きください。3 ページ目でございます。こちらは再エネ海域利用法の施行等の状況でございます。右下の表をご覧くださいいただければと思いますけれども、今年 9 月 13 日に新たに指定された区域を含めまして、促進区域については現在、5 箇所。このうち、①の長崎県五島市沖については、今年の 6 月に事業者を選定公表済みでございます。それから、②、③、④については、現在、事業者の審査中というところでございます。⑤につきましては、まさに今後、公募へという流れでございます。促進区域①～⑤を全て、これらを合わせまして、現在、約 190 万 kW の出力というふうになってございます。

続きまして、下の有望な区域でございますけれども、こちらについては、各区域において今後、協議会を開催してとりまとめに向けて進めていく、そういった区域になります。⑥～⑫の 7 区域でございます。さらに、右側でございます。こちらは、一定の準備段階に進んでいる区域でございます。将来、促進区域を目指して、各都道府県から情報提供のあった区域でございます。⑬～⑳までの現在 10 区域でございます。

次のページをお開きください。4 ページ目でございます。こちらは、「秋田県八峰町及び能代市沖」の区域の概要でございます。左側の絵を見ていただければと思いますけれども、一点鎖線(1)～(7)で囲まれた区域のうち、港湾区域を除く区域が、先日、指定をいたしました「秋田県八峰町及び能代市沖」の促進区域になります。

続きまして、5 ページ目をお開きください。5 ページ目でございます。「秋田県八峰町及び能代市沖における協議会の意見とりまとめ」の概要です。とりまとめ本文は、参考資料 1 に付けております。こちら、6 月 29 日にとりまとめられたものですが、7 つの項目で構成されております。

まず、(1)全体理念でございますけれども、選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。それから協議会構成員、選定事業者は、閣議決定された基本方針の 4 つの目標、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現、海洋の多様な利用等との調和、公平性・公正性・透明性の確保、計画的かつ継続的な導入の促進の実現に向けて、適切な対応を行うことといったものが盛り込まれてございます。

(2)です。地域や漁業との共存及び漁業影響調査についてですけれども、選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、地域や漁業との信頼関係の構築に努めること、基金への出捐等を通じて、地域や漁業との協調策を講じること。

それから、3 つ目の矢羽根になりますけれども、選定事業者、関係漁業者及び自治体は、基金への出捐等及び基金の設置・運用に際して、公平性・公正性・透明性の確保や効率的な発電事業の実現も含め、基本的な方針に記載された目標の両立に配慮する。

それから、その下でございますけれども、市町村については行政監査を受けることになっておりますので、それと同様に透明性の確保というものが大事であるという観点から、役場

以外に基金の設置する場合には、定期的に外部監査を受けることですか、それから一番下でございますけれども、選定事業者は、漁業影響調査を少なくとも建設工事の1年程度前から継続して実施すること。調査方法等については、これは既に第1回を9月17日に開催してございますけれども、実務者会議の検討内容、関係漁業者等のご意見、それからご助言を尊重することとされております。

続いて右側ですけれども、3番目(3)ですけれども、洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点。それから(4)番ですが、建設に当たっての留意点。それから、(5)発電事業の実施に当たっての留意点。(6)環境配慮事項について。(7)その他という形で、7項目で構成されてございます。

続いて、6ページ目をお開きください。こちらご参考ですけれども、公募プロセスの全体像をお示ししております。促進区域に指定された後、まさに現在、このプロセスを進めておりますけれども、「一般海域における占用公募制度の運用指針」に基づいて、公募占用指針を作成いたします。

こちらの評価基準については、まさに今回ですけれども、都道府県知事と学識経験者への意見聴取をし、供給価格上限については、先ほど申し上げましたとおり、調達価格等算定委員会への意見聴取をした上で、公募占用指針を決定し、さらに、公募を開始し、事業者から公募占用計画の提出を受けるという流れで進めてまいります。

続きまして、7ページ目をお開きください。ここからが本日、ご議論いただきたい事項になります。まず、1つ目が促進区域と一体的に利用される港湾についてでございます。こちらは国土交通省さんのほうからよろしく願います。

○大岡国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用開発室長

国土交通省港湾局海洋利用開発室長の大岡でございます。まず、1つ目の促進区域と一体的に利用される港湾について、ご説明させていただきます。

8ページをご覧くださいと思います。再エネ海域利用法におきまして、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾を指定することになっております。こちらの図面にありますとおり、令和2年9月に4港を指定し、整備しているところでございます。秋田港につきましては、既に整備が終了しており、現在、秋田洋上風力発電株式会社に貸し付けを実施して、同社が工事が進めているというところでございます。

次のページ、9ページを見ていただきたいと思います。促進区域と一体的に利用される港湾に関する事項でございます。事業実施に必要な情報の提供の中では、こちらにある港湾を示すということになっております。既に、前回につきましてもお示しさせていただいているところでございますが、今回の八峰町及び能代市沖におきましては、こちらに書いてありますとおり、近くに基地港湾である能代港がございます。その港湾内の埠頭（ふとう）、大森埠頭がございますので、これを公募占用指針に記載してはどうかというふうを考えております。

これまでの公募占用指針と同様に、公募占用計画の建設スケジュールの実現性の確保をする観点から、公募占用計画提出に先立ち、東北地方整備局及び港湾管理者に対して港湾施設の利用スケジュール等を通知し、利用可能であることを確認しなければならないことを公募占用指針に記載するところでございます。次に、(2)、資源エネルギー庁、よろしく願いいたします。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

続きまして、評価の基準についてでございます。11 ページ目をお開きください。第 15 号関係、評価の基準についてでございますけれども、①にありますように、本合同会議の中間整理、これは 2019 年 4 月に行いましたけれども、評価の配点等は、地域の特性を考慮することは重要であるものの、公平性・公正性の観点から、原則として、以下に示す評価方法、すなわち下の表にございますように、価格と事業実現性に関する要素ですけれども、これを 1 対 1 の 120 点ずつで評価する方法でございますが、当時、これによることが適切というふうにされました。

②ですけれども、これを踏まえて、これまで実施した公募においては、いずれも公平性・公正性を考慮し、運用指針の評価の基準の考え方に基づいて、公募占用指針において評価の基準を定めております。

③、このため、秋田県八峰町及び能代市沖における公募の評価基準についても、同様に運用指針に基づき評価の基準を定めることとしたいというふうに考えてございます。

次のページ、12 ページ目をお開きください。これは事業実現性に関する評価項目のうち、事業の実施能力は 80 点の配点でございますけれども、それに関するものでございます。小項目にありますように、さらにこれは事業の確実な実施と安定的な電力供給に分けられます。それぞれについての確認の視点の例でございますけれども、事業実施実績ですとか、事業計画の実現性、リスクの特定及び分析、財務計画の適切性といったもので評価しております。そして、一番右側ですけれども、確認方法の例というものに基づいて評価をしていくということが示されております。

続いて、13 ページ目をお開きください。こちらは、事業実現性に関する評価項目のうち、地域との調整、地域経済等への波及効果 40 点に関するものでございます。小項目にありますように、関係行政機関の長等との調整能力、それから周辺航路、漁業等との協調・共生、地域への経済波及、国内への経済波及となっております。それぞれについて、確認の視点の例、さらに右側でございますけれども、確認方法の例にございます、そういった項目に基づいて確認をしていくということとされております。

続いて、14 ページ目をお開きください。こちらは、事業実現性に関する要素の配点でございます。現在、審査中の 3 区域についても、この要素、この配点に基づいて実施しております。一番左側から事業の確実な実施のうち、実績についての 30 点、事業実現性 35 点、安定的な電力供給 15 点、それから、右から 2 番目ですけれども、地域との調整 20 点、そ

れから一番右側、地域経済等への波及効果というふうになっております。それぞれについて、トップランナーが10割、ミドルランナー7割、それから最低限必要なレベル3割、失格という形になってございます。基本的には、今回の八峰町及び能代市沖についても、これを踏襲していきたいというふうに考えてございます。

続いて、15 ページ目をお開きください。こちらは実績に係る評価基準については、さらに、明確化する観点から以下のとおり、今回も同様としたいと考えております。①ですけれども、前回公募を実施した秋田・千葉の公募占用指針では、事業実現性に関する評価項目のうち、事業実施実績の項目について、トップランナーの評価基準を極めて実績（国内など、わが国の自然社会状況等を踏まえた実績に限る）としてございます。

こちらの「国内など、わが国の自然・社会状況等を踏まえた実績に限る」が意図する内容を、さらに明確にするといった観点から、先行利用者との調整を経て地震・津波・台風等の厳しい自然条件に耐えうる設計・施工・維持管理を行った事業実績があれば、欧米等の国外での実績についても、国内実績と同様の考え方にに基づき評価することとし、公募占用指針に記載したいと考えております。

また、「関係行政機関の長等との調整能力」の項目の確認方法の例でございますけれども、これまでは、「関係行政機関の長等との調整の実績」と記載しているところでございますけれども、当該実績の評価対象をさらに明確にするという観点から、当該実績の評価対象は、発電事業等のインフラ事業の着手から事業完了、運営を伴う事業の場合は事業運営中のものも含むとして、そこまでの行政機関との調整実績（海外の実績も評価対象に含む）というふうに、公募占用指針に記載することとしたいと考えております。

それから、一番下、その他の補足事項でございます。複数の公募占用計画について、公平かつ効率的に評価を行うために、公募占用指針に以下の点を補足して記載することとしたいと考えております。地域経済、国内経済への波及効果の部分でございますけれども、提案内容は実現可能性の根拠。例えば、設備投資決定や調達契約、覚書などですけれども、それがあるもののみとすると。その上で②ですけれども、経済波及効果の試算に産業連関分析を用いる場合は、地域経済波及効果については、秋田県産業連関表、国内経済波及効果については、総務省の産業連関表としたいと考えております。

続きまして、16 ページ目でございます。その他必要な事項について(3)でございます。国土交通省さん、よろしくお願いいたします。

○大岡国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用開発室長

国土交通省でございます。17 ページをご覧くださいと思います。公募占用指針対象促進区域以外における占用についてでございます。こちらの図面の左側を見ていただきたいと思いますが、今回の促進区域である八峰町及び能代市沖の促進区域の南側に、能代港の港湾があります。能代市の南側には、能代市、三種町及び男鹿市沖の促進区域があるという状況になっております。

右側に図面 A と図面 B を付けさせていただいております。よくご覧いただくと、それぞれの区域に一部がございますが、一般海域が存在する場所にあるということになっているところがございます。

次、18 ページをご覧いただければと思います。まず、公募占用計画への記載について1つ目の丸でございまして、先ほど、ご説明いたしましたとおり、3つの区域が近接をしております、それぞれの区域に互いに接していない箇所が一部存在をします。そこには一般海域が存在するというところでございます。

次に2つ目の丸でございまして、海洋再生可能エネルギー発電設備のうち、海底送電線及び通信ケーブルについては、対象促進区域以外の海域を経て陸揚げを希望する事業者も想定されるため、対象促進区域以外への海底送電線等の設置する事業者は、当該設置が真に必要な理由を記載した公募占用計画を作成・提出することとしてはどうかというふうに考えているところがございます。

また、対象区域以外に海底送電線等を設置する場合の取り扱いを、公募占用指針に明示をしていきたいというふうに考えているところがございます。

下に具体事例でございまして、まず、1つ目、促進区域の追加についてでございます。選定事業者が責任を持って、一般海域に係る関係漁業者の団体その他の利害関係者を含む協議会構成員から協議会の開催に対して同意を得るとともに、協議会において、促進区域の追加を行うことの合意を得た後、国が当該追加の対応を行うこととし、公募占用指針に明示してはどうかと考えているところがございます。

2つ目、追加に当たっての条件明示についてでございます。追加する面積を先行利用者などへの支障等を考慮しまして、必要最小限の面積となるように公募占用計画に記載させることはどうかと考えております。

また、促進区域の追加に先立って、協議会の同意や公告・縦覧などの法定手続きが必要であることを公募占用指針に明記していきたいというふうに考えているところがございます。

次、19 ページをご覧いただければと思います。港湾区域における海底送電線等の設置でございます。再エネ海域利用法第 15 条におきまして、公募占用計画に港湾区域内に占用許可等に関する事項が記載されているときは、国土交通大臣は港湾管理者に同意を得ることにより、公募占用計画の認定するときは占用許可などがあつたものと見なされるということになってところでございます。

港湾区域内に海底送電線等を設置する場合、上記手続きを確実にを行うことで、発電事業者の安定的な事業の実施が可能となりますことから、港湾管理者に同意を得るために公募占用計画にどのような記載が必要となるのか、公募占用指針に示していきたいというふうに考えているところがございます。

次、20 ページ、21 ページに参照条文を付けさせていただいているというところがございます。22 ページをご覧いただきたいと思います。次の議題でございます。近隣の促進区域における海底送電線等の設置でございます。近隣の促進区域の選定事業者の関係者が本公

募に参加する可能性もございます。公募の透明性の観点から、公募占用計画提出段階においては、近隣の促進区域の選定事業者との調整を禁止するとともに、公募占用計画作成に当たっては公表されている資料を基に、合理的な海底送電線などの設置案を検討することとしてはどうかと考えているところでございます。

また、近隣の促進区域における選定事業者との調整は、本公募における選定事業者となった後に行い、調整の結果、海底送電線などの設置場所が変更となった場合には、公募占用計画の変更が必要であることを公募占用指針に明記してはどうかと考えているところでございます。

また、近隣の促進区域において、海底送電線などを敷設する場合、海底送電線等の配置場所が記載された公募占用計画が認定され、かつ、近隣の促進区域における選定事業者や協議会の構成員である関係漁業者の組織する団体、その他の利害関係者から了解を得ていることを条件といたしまして、近隣の促進区域における占用を許可することと、公募占用指針に記載してはどうかというふうに考えているところでございます。

次、23 ページをご覧くださいと思います。選定事業者による公募占用計画認定前の協議会の説明でございます。ちょっと複雑な話になりますが、下の図面を見ながらご説明させていただきますというふうに思います。

まず、法律の第 14 条でございませけれども、海洋再生可能エネルギー発電設備とローターの旋回により占用する区域、下の図面の緑のところでございますけれども、占用許可が必要な区域であり、かつ、漁業者の同意が必要になります。

次、法律の第 17 条でございませけれども、赤の部分でございまして、発電設備の設置や維持管理に必要となる区域を勘案するということになっておりまして。赤の区域につきましては、占用許可が不要ですと、漁業者の同意が不要な区域というふうになっているということでございます。括弧書きに書いておりますけれども、この区域は選定事業者以外の者が占用許可申請をできない区域となるということでございます。このところを明確に示してほしいという方もいらっしゃいますので、公募占用計画の認定前に公募占用計画の概要、法第 17 条第 2 項に基づき、公示する促進区域内の占用の区域及び占用の期間について、選定事業者が協議会において説明することを公募占用指針に明示してはどうかと。

また、認定後におきまして、選定事業者と漁業関係者等の利害関係者が協議を行い、必要に応じて、公募占用計画の変更を行うことを公募占用指針に明示してはどうかというふうに考えているところでございます。24 ページは、先ほどの関係する参照条文でございます。

次、25 ページをご覧くださいと思います。2 点ございます。1 点目が、公正な公募の確保でございます。提出された公募占用計画は、事業者名を伏せた上で審査・評価を行っているところでございます。一方で、公募参加事業者自らが公募に参加した旨を表明すると、当該事業者と他の公募参加事業者の担当者間で何らかのやりとりがされる可能性も否定できず、公正な公募の確保に支障となる恐れがあるというふうに考えているところでございます。

国土交通省の発注工事におきましても、入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札意思、入札価格、入札書などを意図的に開示してはならないとされておりますことから、これらを参考に、公募参加者は公募参加意思、公募占用計画の内容等、意図的に開示をしてはならないということを公募占用指針に記載していきたいと考えているところでございます。

次、感染症対策でございます。現在、実施しております、秋田港・能代港内における洋上風力発電設備の基礎工事の SEP 船内におきまして、新型コロナウイルスのクラスターが発生したという事案がございました。SEP 船の中におきましては、船員・作業員が長期間にわたり共同生活を行うことから、着実な感染症対策が求められるところでございます。新型コロナウイルスを含む感染症が発生した場合、医療面はもちろん、プロジェクトとしては工期遅延等の影響がございますため、公募占用計画において、感染症対策への取り組みを記載させるということかどうかというふうに考えているところでございます。次、資源エネルギー庁、お願いいたします。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

26 ページ目、参考でございます。2 点ございます。まず、1 つ目が撤去に関する事項についてでございます。27 ページをお開きください。

こちらはご参考ですけれども、撤去に関する事項として、秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖等の公募占用指針について議論した際、撤去の方法、保証の額、撤去の担保方法、保証の開始の時期について、ご議論をいただきました。洋上風力発電の撤去に関する制度等について、昨年から大きく状況が異なる点はないため、基本的には、秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖等の公募占用指針と同様に定めることとしたいと思っております。

なお、秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖等の公募占用指針では、促進区域に設置する洋上風力発電の撤去に当たっては、原則は原状回復することとして、海防法に基づく環境大臣の廃棄の許可を受ける等、海防法を順守することを条件に、撤去の際に、その一部を残置することを前提とした公募占用計画の作成を認めております。

これに関して、環境大臣の廃棄の許可基準等が不明確であるといったような指摘がありまして、環境省主催の着床式洋上風力発電施設の残置に係る検討会、これにおいて、海防法に基づく環境大臣の許可手続きなどの着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方が整理されております。撤去の際に、その一部を残置することを前提とした公募占用計画を作成する場合は、この考え方に留意するように公募占用指針の中で補足したいと考えてございます。

以降、28 ページ、それから 29 ページは、昨年 8 月の合同会議の資料を抜粋したものでございます。続いて、30 ページ目、国土交通省さん、お願いします。

○大岡国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用開発室長

国土交通省でございます。促進区域内の占用料についてでございます。こちらは参考でございます。既に東北地方整備局のほうの告示で示させていただいているところでございます。今回の促進区域における占用料の単価につきましては、こちらの表に示させていただいている額となっているところでございます。資料1の説明については以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。資料1について、ご説明いただきましたが、それでは、これから質疑討論ということにさせていただこうと思います。冒頭に、事務局からありましたけれども、ご発言をご希望の際は、コメント欄でその旨ご記入いただいております。お知らせいただければというふうに思います。それから、ご発言時以外はビデオをオフで、音声はミュートということをお願いしたいと思います。それでは、原田委員がご発言をご希望ということで、どうぞ、ご発言ください。

○原田委員

政策投資銀行、原田でございます。どうもありがとうございます。まず、全体として、このようにプロジェクトのラウンドを重ねるたびに、これまでの公募ですとか、事業者の中から出てきた疑問点であったり、また、出てきた課題に基づいてプロセスや基準を改善する、明確化するということは非常に重要であると思っております。意義が高いというふうに考えております。どうもありがとうございます。

その上で、個別の質問とコメントについて大きく2つございます。1つ目は港湾について、港湾に関するところは、これまで各ラウンド間の複数の事業者がいつまでにどうやって埠頭を使っていくのか。また、それを誰が、どのように、いつ調整するのかというのが明確じゃなかったもので、今回、このような形でお示しいただいたことは大変ありがたいと思っております。

特に、これまでの大きな懸念として、ラウンド1の能代、三種、男鹿市沖で能代港を使うような事業者が、今回の八峰、能代市沖のラウンド2の事業者と個別に調整を行うことになるという理解でしたので、そうするとラウンド1を取った事業者さんがラウンド2に応札する場合、他の事業者と比べてラウンド1の情報を持っているということから、かなり有利になってしまっていて、これが公正な競争にならないのではないかという懸念がございました。

また、これとは逆の観点になりますけれども、埠頭利用の効率性とかコストという点から考えますと、複数の事業者が一定の作業を共通して行うとか、また、埠頭用地は原状回復が必要ということですが、その原状回復を次の利用に向け、一部設備を残存させるほうがコストは安くなる等々の論点がある中で、ここを明確化するということは非常に重要だったと思います。秋田、能代、それから青森の地域でプロジェクトは重なることになってきますので、今回、このような形で調整の方法は示されましたけれども、実際の調整は極めて複雑になるということをお知らせしておかなければいけないというふうに思います。

また、今回の8ヘクタールという埠頭用地についても、このように複数のプロジェクトが重なった場合は、必ずしも十分でないように思っております。ですので、港がボトルネックとなって十分に事業が進まないようなことがないように、必要な拡張ですとか、後背地の整備をしっかりと行っていただきたいというふうに思っております。

2点目は、事業実施実績についてでございます。こちら今回、公募占用指針にきっちり記載するという点については賛成させていただきます。これは、過去のこのワーキングでも私自身、ご質問させていただいた項目でもあり反映していただいたことはありがたいというふうに思っております。その上で、2点確認ですが、こちらの書きぶりの中で地震・津波・台風等と具体的に書いていますが、現在、この全てを満たす先行地域となりますと、東アジア、特に中国、台湾といったような地域になるのかもしれませんが、この地震・津波・台風等というのは、全てを満たす必要があるのか、または、その一部で何かこれまで事例があればいいのかということを確認させていただきたいというのが、1点目。

2点目は、発電事業等のインフラ事業、これは地域との調整のところでございますけれども、これは洋上風力に限定されず、また例えば、臨海部における火力ないし原子力の発電所等々、そのような形で全く洋上風力と関係ない、または陸上の風力でもいいと、そういうような理解をしておいてよろしいでしょうかという2点でございます。よろしく願います。

○山内座長

ありがとうございます。原田委員、1点目はコメントということでよろしいですか。

○原田委員

はい、1点目はコメントでございます。

○山内座長

2点目については、2つご質問がございました、事務局のほうからご回答のほうお願いいたします。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

経済産業省でございます。原田先生、どうもありがとうございます。まず、2つご質問をいただきました。確認ということで、地震・津波・台風を満たすのは東アジアということですが、これを全て満たす必要があるのかというものでございます。この点については、先ほどの資料の中でお示しをしておりますように、ページで言いますと、15ページ目でございますけれども、この3つの厳しい自然条件に直面して耐えたことがあるかということではなくて、この3つの厳しい条件に耐えうる設計をして、施工・維持管理をした実績があるのかというものでございます。

従いまして、この3つを前提にした、これら設計・施工・維持管理の実績があるかどうかということで評価したいと思っています。ただ、これについてはあくまでトップランナーの点数を取るための評価の要件になります。

続きまして、2点目ですけれども、地域との調整についてということでございますが、これは洋上風力に限らないのかというところでございますが。これについては、14 ページ目をご覧くださいと思っておりますけれども、14 ページ目にありますように、国内洋上風力の関係行政機関の長との実績、調整実績のみならず、下のほうにいきますと、その他の調整に係る有意義な実績というものも評価したいと考えております。ここの最低限必要なレベルのところについては、特にこれは風力発電に限らず、他のインフラについても評価をするというものでございます。以上でございます。

○山内座長

よろしいですか。

○原田委員

はい。発電事業等というふうになってはいますが、そうするとさらに広げた発電事業に限らないという、等というのは、そういう意図ということでもよろしいのでしょうか。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

それは、どのような提案が出てくるかによりますけれども、そういったものも含めて評価していきたいというふうに考えてございます。

○原田委員

ありがとうございました。

○山内委員

どうもありがとうございます。それでは、加藤委員、どうぞご発言ください。

○加藤委員

ありがとうございます。東京大学の加藤と申します。1つはコメントで、1つは質問をさせていただきます。まず、今回のように実績を次第に積んでいくことによって、ルールが更新されていくということ自体は、大変素晴らしいことだと思っています。先ほど、原田委員からもあったとおり、先発の利益が生じる可能性があるというお話がある一方で、ルールが明解になればなるほど不確実性が減っていくので、後発のほうがリスクが低いということもあり得そうです。そういう意味でいうと、われわれの活動によって影響を受けるというのが少しどうなのかなというふうに感じています。

質問としては、今回新たに検討された結果として、例えば、今回の資料の 22 ページで、明確に公募占用計画提出段階において、近隣の促進区域の選定事業者との調整を禁止するというように、かなり強い口調で禁止であるとか、してはならないというような条項みたいなものが増えていっている気がします。しかし、これらの禁止事項等が守られなかったときに、一体どうなるのかということについて、どこにも明記されていません。この点について教えていただければと思います。以上です。

○山内座長

事務局、お願いいたします。

○大岡国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用開発室長

国土交通省でございます。こちらの項目につきましては、基本的に審査・評価をするときに使う公募占用計画というふうに認識をしているところでございます。ですので、守られなかったということであるということでございますと、審査・評価の中におきまして、それなりの対応をしていくということと考えているところでございます。

○加藤委員

禁止されている事項が守られているか、守られていないかは評価している途中ではなくて、評価が終わった後で分かる場合もあると思うのですが、そういった場合には、どのような処分が行われる予定なのでしょうか。

○大岡国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用開発室長

国土交通省でございます。ものの軽重はあるとは思いますが、場合によっては、最悪取り消しということも考えているということでございます。

○加藤委員

ペナルティーがあるけれども、ペナルティーそのものは内容によって決まるということですね。どうやって決めるのかのプロセスがどこにも明確にされていないので、ちょっとよく分からないなと思った次第です。

○大岡国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用開発室長

分かりました。今のコメントにつきましては、少し検討させていただきまして、必要に応じて公募占用指針の中で記載をさせていただきたいというふうに考えております。

○加藤委員

承知しました。

○山内委員

よろしいですか。ありがとうございます。他にご発言のご希望はいらっしゃいますか。清宮委員、どうぞご発言ください。

○清宮委員

清宮ですけれども、全体について、今回はあんまり私個人としては問題ないと思っているんですけれども、最後のほうで、撤去に関する事項ということがあって、今、これは環境省のほうでいろいろなことを議論されていると思うんですけれども、こういう公募に当たって、その撤去の方法とか、そういうのを具体的に示せということなのではないでしょうか。いろいろなやり方があるので、そのやり方を示す必要があるかということと、それから、今、議論しているのは多分、モノパイルみたいなのを対象にしている、海底面下1メートル以下は残置してもいいというふうになっているんですけれども、それに関連してケーブルですとか、他の工法では撤去できない工法も今後出てくる可能性もあります。モノパイルだったらこのやり方でいいんですけれども、他の重力式ですとか、サクシヨン基礎などいろんな工法に対しても、それを明記するということになるのか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。以上です。

○山内座長

事務局、お願いいたします。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

経済産業省でございます。今、清宮先生からご質問をいただいた件ですけれども、撤去の方法について、しっかりと明記していただく必要がございます。事業がしっかりと完了するところまで責任を持ってやっていただくという観点から、最後のクローズするところまで、しっかり示していただくということでございます。ただ、実際にどのような撤去を事業終了時にやろうとするかということについては、選定後にその詳細な検討を行うこととなります。

それから、ご質問の中でケーブルの扱いがございましたけれども、これについては、現在の環境省の海防法に関する検討の範囲からは外れておりますけれども、今後、その点についても、関係省庁間で議論していくということになるかと思っております。以上でございます。

○清宮委員

ありがとうございます。そうすると、ケーブルは、今回は言及しなくていいということになりますか。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長
残置に関していうと、そうなります。

○清宮委員
分かりました。その旨は、ちゃんと事業者のほうに伝えておいたほうがいいかもしれないですね。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長
はい、承知しました。

○山内座長
ありがとうございます。では、石原委員、どうぞご発言ください。

○石原委員
石原ですが、聞こえますか。

○山内座長
はい、聞こえております。

○石原委員
私から、まず、9月13日に今回、秋田県八峰町と能代市沖の促進区域として指定されて、また今日は合同会議で公募指針の議論がされたことによって、これまで、合計190万kW程度の案件が形成されて、年間100万kWの案件形成を目指すという国の方針は、確実に実現されていると感じています。今後、年間100万kW程度の案件形成を目指していければと思っています。これはあくまで、私個人の感想なのですが、コメント1つと、質問が1つあります。

コメントに関しては、15ページの評価基準について、今回、国内だけでなく国外においても事業の実績を評価するということが明確に解釈されて、そういう意味では、国内などの意味が明確になったと思います。「など」を使うときに、どういうとき「など」を使うのか、どういうとき使わないかというのが、今後、重要になってくると思いますが、今回、欧米などの国外というのは、欧米などが必要なのかと、もう国外に修正したらいかがでしょうかというのはコメントです。

「など」というのは、あくまで全部ではなくて、あるいは他のところ、その辺の解釈は明確にしたほうがいいかなと。今回、この「など」のところは、恐らく、国内など、元々、国外においても含まれると思っていたのですが、今回、このように修正されたことになっていますので、ある意味で国外でもいいかなというふうに思っています。これはコメントですが。

2番目は質問なのですが、今回、公募占用指針について、これまでの経験に基づいて、よりよく分かりやすくなったように思います。一方、ラウンド1、11月に多分審査が終わりまして、今後、この公募占用指針についてもさらに修正されるとか、そういったことが考えられますので、この点について、今後、公募占用指針に関して、大きな変更をされることは想定されるのでしょうか。これは私の質問です。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。事務局、いかがでしょう。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

どうもありがとうございます。今、2点、コメントとそれからご質問をいただきました。1点目はコメントということでしたけれども、確かに、先生がおっしゃるとおり、従来の評価基準のところでは、国内などわが国のうんぬんかんぬんというふうに言うておりました。この「など」のところ海外の実績も加味しますよということを意味していたのですけれども、確かに分かりにくいということで、今回、このような明確化を行いました。「欧米等」というふうに付けておりますのは、地震・津波・台風と書くと、あたかも、一部の東南アジアを含めた地域しか想定されていないかのように、そういう印象を与えるために、あくまで、その他の東アジアや東南アジア以外の地域も含めて対象になりますということを意味するために、欧米等のというふうに付けてございます。従いまして、ここで言うているのは欧米等のを除いた形で、「国外での」というふうに統一したものと同じだというふうに考えていただいて結構です。

2点目のご質問ですけれども、公募占用指針について、ラウンド1の審査が終わった後、大きな変更はあり得るのかということですが、この点については、現在審査中なので、あまり審査に関する話はできませんけれども、当然、大きな変更も否定できない、すなわち、今後、変更はあり得るというふうに考えていただければと思います。いずれにしても、その要否についても、今後しっかりと議論をして判断していきたいというふうに考えております。

○石原委員

よく分かりました。ありがとうございます。

○山内座長

よろしいでしょうか。「など」のところは、単なる霞ヶ関文学ではなくて、意味があったということがよく分かりました。ありがとうございます。それでは、次は桑原委員です。どうぞ、ご発言ください。

○桑原委員

ありがとうございます。桑原です。他の委員の方からもご発言がありましたが、私も回を重ねながら明確化をしていくということは適切だと思いますし、今回の事務局案についても基本的に異存はございません。その上で1点、確認をさせていただければと思います。15ページの評価の基準のところですが、②のところの事業実績について、海外の事業実績を加味するというのは、これはトップランナーの評価基準の話だと理解しました。一方、③の関係行政機関の長等との調整能力について、発電事業等のインフラ事業の話、あるいは海外の実績も含めて評価対象を広げるところ、これは、14ページのその他の調整に係る「有意義な実績」についての話だと思います。この点の確認と、その趣旨がもう少し明確になったほうがいいのではないかと思いましたので、その点、コメントをさせていただきます。以上です。

○山内座長

事務局、いかがでしょうか。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

桑原先生、どうもありがとうございます。今、まさにご指摘いただいたとおりでございます。15ページの③のこの関係行政機関の長等との調整能力については、14ページでいうところの、その他の調整に係る有意義な実績についてでございます。

この点については、実際に公募占用指針を策定する際に、その中でしっかりと反映していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○桑原委員

了解いたしました。ありがとうございます。

○山内座長

それでは、次は大串委員ですね。どうぞ、ご発言ください。

○大串委員

ありがとうございます。私からは、25ページのその他の事項について、お聞きしたいと思います。先ほど、加藤先生のほうからも禁止とかが入ってきましたけれども、どう評価していくのですかというようなお話がありましたけれども、こういった意図的な開示ですか、25ページには、公募参加者は公募参加意思、公募占用計画の内容を意図的に開示してはならないとか、もしくは、感染症対策への取り組みを記載させるとかありますけれども、こういった新たに加わったものに対して、どうやって評価を行っていくのかと、評価シートの中で点数付けをしていくのか。

それとも、その一文、何か誓約書でも何でもいいですけども、何か添付のものがあればそれで良しとするのかという、この評価軸がどうなっているのかということも、今のところのお考えをお聞かせ願えればありがたいです。

○山内座長

事務局、お願いいたします。

○大岡国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用開発室長

国土交通省でございます。評価の方法につきましては、基本的には、点数の中にトップランナー、ミドルランナーの中で評価をしていきたいということでございまして。いきなり失格になるとか、そういうような評価の仕方はしないということを考えているところでございます。具体的な内容につきましては、これから公募占用指針の中でどのように変えていくのかは、事務局のほうで調整をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○大串委員

ありがとうございます。それが感染症対策というのは、割と一般的な内容になるかなとも思いますので、きちんとそこら辺を考えているのかということ、あるなしを評価していくとか。なければ、もちろん督促で出していただくのか、欠格なのか分かりませんが、いろんな要求事項がどう評価されるのかということ、事業者の人に明確に示していただけるとありがたいと思います。ありがとうございました。

○山内委員

それでは、次は飯田委員ですね。どうぞ、ご発言ください。

○飯田委員

東大、飯田です。ありがとうございます。適切な改定作業がいろいろと進んでいて、ご苦労さまです。全般的に公平・公正性に配慮されていて、今回の提案事項については私も基本的に異存ありません。評価として、今後、絶対評価が必要になると思うので、今後も応募者の方々に適切に意味が通じるように整理をしていただけるとありがたいと思います。

以上がコメントで、質問が2つありまして、1つは、先ほどの公正な公募の確保のところ、事業者の本人はそういうことをやってはいなかったけれども、メディアが可能性もあるみたいに含めて出した場合は、それも何らかの措置を講じるという理解でよろしいのでしょうかというのが1つ目。

もう一つ、こちらはもう以前、議論されているのかもしれないのですが、地域や関連漁業組合の範囲は、直接的な活動範囲の地域や漁業組合という理解でよろしいでしょうか。以上、2点です。よろしく申し上げます。

○山内座長

お願いいたします。

○大岡国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用開発室長

国土交通省でございます。まず、1点目の開示の件でございますけれども、現状、25ページにも書かせていただいておりますけれども、まず自らが意図的に開示をするということは、避けていただきたいなというふうに考えているところでございます。プレス等他者がということでございますけれども、こちらにつきましては、いろいろな取り扱いが考えられると思いますので、少しそこは事務局のほうで考えさせていただきたいというふうに考えております。

○飯田委員

了解いたしました。ありがとうございます。

○山内座長

よろしいですか。次、2点目ですね。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

よろしいでしょうか。経済産業省でございますけれども、今、飯田先生がおっしゃったのは地域との調整は、これは評価のところについて、関係行政機関ではなくて漁業者のほうですか。漁業者との調整能力についての評価ということによろしいでしょうか。

○飯田委員

地域と書かれている範囲がどれくらいの範囲までなのかなというのが、皆さんに伝わっているのかなという確認です。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

ありがとうございます。これは、まさに当該プロジェクトとは別に、過去にその事業者が公募に当たって、応募された事業者が関わられた案件について、先行利用者ですとか、利害関係者である漁業関係者との間での調整、そういったものをしっかりとされたかという、そういう観点で記載してございます。従いまして、プロジェクトごとにその範囲は異なってくるんですけれども、プロジェクトを実施する上で必要な調整能力があるかという、そういう観点でございます。

○飯田委員

分かりました。ありがとうございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。中原委員、何かご質問、ご意見等はございますか。

○中原委員

中原でございます。発言の機会をありがとうございます。私も他の委員の方々と同じように、今回、提案されている内容は妥当な内容だと思います。やはり、これまで積み重ねてきた成果が十分に反映されてきているんじゃないかなと思います。それから、先ほど、清宮委員から質問等が出ました撤去の関係で、資料のほうにも環境省のほうで今月中にも考え方が発表されるというのが図示されておりますので、そちらのほうをもし環境省の方がオブザーバーでいらっしゃるのであれば、少し紹介をしていただければ、皆さんの参考になるのではないかと思います。以上です。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

すみません。今日は環境省のオブザーバーがおりません。申し訳ございません。

○中原委員

私、そちらのほうの委員もしておった関係で。いずれにしろ、今日の会議ご参加の方、それから YouTube で視聴されている方々も、今月中ですから今週中にも公表されると思いますので、参照されればと思います。その中で、残置等に関しても、事業者の観点、それから漁業者の観点を取り入れた形でまとめられていると思いますので、参照されればよろしいかなと思います。以上です。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

すみません。事務局、経産省でございますけれども、1点だけ、先ほどのケーブルの話、残置の話を補足させていただいてよろしいでしょうか。

○山内座長

どうぞ。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

ありがとうございます。先ほど、清宮委員の海底ケーブルのご質問ですけれども、海底ケーブルの扱いは海防法の対象外でございます。その扱いについては、今後、関係省庁と相談していくこととなりますという、そういうご回答させていただきました。現時点では、全撤去を前提とした公募占用計画を作成していただく必要があります。先ほど、ケーブルは残

置前提で公募占用計画を作成いただくものではないという意味で説明しましたけれども、誤解を生じるような可能性がありましたので補足させていただきます。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。清宮委員からコメントございます。

○清宮委員

清宮ですけれども、最初にちょっと話題になっていた撤去の話ですけれども。私が気にしたのは、モノパイルが1メートル以下のところは、撤去をしなくていいというような形でまとめられているみたいなんですけれども、ケーブルとか、それから洗掘防止工でブロックとか、そういうのを置いたときはそれを撤去するかどうかというのは、当初計画の中で、結構、重要な話になるんじゃないかと思うんです。その辺をやっぱり環境省の方とよく詰めて議論していただきたいというのが、私の意見です。それから、他の工法もいろいろあるので、本当に撤去できるかどうかというのが大事になってくると思います。

それから、コメントですけれども、採点の方法をこの委員会で、随分今まで議論してきたんですけども、いろいろとその採点の方法を今回、新しい知見を持って修正していくというのは、それは非常に大事なことだとは私は思うんですけども。一方、今言った撤去の話とか、コロナに関する検討ですとか、それから協議会で出てきた各漁組との関係というのは、非常に重要な話ですけれども、採点の方法でどういうふうに反映できるかなという気が、先ほどもコロナの件が出てきましたけれども、ちょっと気になっているところです。

採点のほうは、今まで従来どおりやって、あとは、追加の項目をどう評価するかというのを、ある時期に議論しておいたほうがいいのではないかという気がしました。コメントです。

○山内座長

事務局、何かありますか。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

ありがとうございます。今、いただいたご意見も踏まえまして、今後、その公募占用指針の中で、どのように反映できるのかというのは検討していきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○清宮委員

よろしくをお願いします。

○山内座長

ありがとうございました。今、おっしゃったこともこの審査・評価を改善していき、プロ

セスの中で取り込んでいくことだと思います。その他にご発言はいらっしゃいますか。あるいは、オブザーバーの方で何かご発言ございますか。よろしいですか。そうしたら、來生委員長から何かコメントはございますか。いただければと思いますけれども。

○來生委員長

來生です。私も本日のご提案いただいたことについては、基本的にこれまでの事例の積み重ね、特に今回の事例の特殊性みたいなものをうまく考えて、良いご提案になっているというふうに考えます。

もう一つ、法律をやっていると、加藤委員、大串委員から出たような問題というのは、大変ある意味で興味深いというか面白い、面白いなんていうと、ちょっと失礼ですけども。事業者、禁止をする、何がどのように禁止されていて、それに違反した場合にどのようなサンクションがあるかというのは、その事業者にとっての予測可能性、その他を考えると、そこを明確に規定するというのは大変、一方で重要なことですけども、他方で、それを細かく書けば書くほど、それを脱法するということが容易になるというのは、他の法律でもいろいろあることで。

特に、今の段階といいますか、公募占用指針に書けることというのは、おのずと限界があると思うんです。一方で、どのような違法行為をしたら、どのようなサンクションがあるかということを事前に明確にしないで、評価者の裁量にかなりの部分が委ねられているというのが、ある意味で、こういう手続きを考えたときに、しかも評価を事後的に受けるわけですから、それが非常に、事業者にとっての抑止効果というものを高めるという可能性もあるというふうに思います。

ですから、公募占用指針に書けることというのは、それほど厳格に、もちろん書けるわけではない。いろんな違反の類型というのもあるし、特に、近隣の選定事業者との共生というのは、情報交換はどれくらいどういう形でやったときに、それが禁止されている調整に当たるかというような、なかなか、事前には明文で書きがたいことでもあろうかと思しますので。禁止すること自体に、それなりに意味があるのではないかというふうに、私は考えましたということで、これはコメントでございます。以上です。

○山内座長

ありがとうございました。重要なコメントをありがとうございました。なかなか、ルールをつくるとか、評価するというのは最初から完璧にやるのは難しいということもあって、今のような考え方も非常に有効となってくると思いました。ありがとうございました。それでは、ご出席の方に大体ご発言いただきました。追加的に、何かご発言のご希望はありますか。よろしいですか。よろしければ、最後、発言の確認という意味で、私のほうからちょっとまとめさせていただこうと思いますけれども。全体を通じて、事務局のご提案に大きな反論はなく、基本的にこの方針でいくということでご同意いただいたというふうに思っております。

す。

幾つかご質問いただきましたが、質問によって、この内容がより明らかになったということだと思います。基本的には3点ないしは4点、今日、ご議論いただきました。1つ目の点というのは、促進区域と一体的に利用される港湾ということでございました。これについては、能代港ということとした上で、事業者自らが活用できるとして調整した港湾がある場合には、その活用を認めるということでございます。

2つ目、評価基準であります。これは運用指針に基づいて定めるということであります。それから、評価に関する補足事項ということで、秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖を含む3箇所の公募占用指針における評価に関する補足事項と同じように扱うということであります。

これに関連して、実績にかかる評価基準を明確にするという観点から、公募占用指針の記載内容、それから、地域経済、国内経済の波及効果に関する補足記載事項については、事務局の案のとおりとするということであります。

次に、17ページ～18ページのところですけれども、公募占用指針の対象となる促進区域以外における占用の取り扱いということでございます。これは、一般海域、港湾区域、近隣の促進区域のそれぞれを占有する場合の取り扱いについて、公募占用指針で示すというものであります。

それから、再エネ海域利用法第17条第2項に基づいて、わが国が公示する促進区域の占用の区域及び占用の期間について、これも事務局案のとおりですけれども、公募占用計画の認定前に、選定事業者が協議会において説明すること等を公募占用指針で明示するというものであります。

基本的に以上でございますが、最後、この他、公正な公募の確保、それから感染症対策に係る公募占用指針への記載等については、事務局案のとおりとするというものでございます。以上、私からのとりまとめということになります。何かご質問等ございますか。よろしいですか。

そして、付け加えてですが、本日のご議論を踏まえて、再エネ海域利用法の第13条第5項、これに基づく評価の基準についての意見の聴取。これについては、私と來生委員長の下で対応させていただきます。ありがとうございました。では以上でございます。これをもって、本日の合同会議を閉会としたいと思います。事務局から何か追加的なお知らせ等ございますか。

3. 閉会

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

事務局でございます。特段ございません。どうもありがとうございました。山内座長はじめ、皆さまありがとうございました。

○山内委員長

承知いたしました。それでは、これで閉会させていただきます。本日はご多忙中のところ、非常にご熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。終了させていただきます。

○一同

ありがとうございました。